

法人専用

電気通信サービス契約 兼 法人モバイル端末レンタルサービス 移動機種種変更申込書/特約変更申込書

【1/1】

SoftBank

【電気通信サービスについて】

当社（契約者）は、ソフトバンク株式会社（「ソフトバンク」という）に対し、ソフトバンクが定める「5G通信サービス契約約款」、「4G通信サービス契約約款」、「3G通信サービス契約約款」、「衛星通信サービス契約約款」（E）データサービスを利用する場合には「ソフトバンクモバイル（E）データ通信サービス契約約款」、「ご利用にあたっての注意事項」、「個人情報利用目的等について」、各種提供条件書・各種重要事項説明書等（以下、あわせて「契約約款等」という）及び特約条件（合意のある場合に限り）に基づき利用している電気通信サービスについて、以下のとおり、特約条件の変更を申込みます。

【モバイル端末（携帯電話機等）について】

当社（契約者）は、ソフトバンクに対し、ソフトバンクが定める「モバイル端末レンタルサービス条項」、「モバイル端末(中古)レンタルサービス条項」又は「ちよくでん 若くレンタルサービス条項」に基づき、以下の内容を確認・承諾の上、移動機種種変更等を申込みます。

【データ定額 50GB プラス/データプラン 50GB+/データプラン メリハリ/データプラン メリハリ (MGW/SMA) 加入にあたっての注意事項】

データ利用料（定額制）に基づく課金対象としない対象コンテンツへの通信を特定するため、貴社名義の回線毎に当該対象コンテンツへのアクセスに伴うデータ通信利用量を測定する場合があります。また、サービスの安定的な提供のため、時間帯により、動画、ゲーム等のサービス、AR（拡張現実）等の機能を用いたサービス、その他トラフィックの混雑を生じさせるおそれのあるサービスのご利用にあたり、貴社名義の回線毎に当該各サービスのご利用状況を測定し、通信速度を制御する場合があります（※）。貴社においては、当該の測定について各回線毎に実際の利用者からの事前承諾を取得いただくものとします。

※ただし、データプラン メリハリ/データプラン メリハリ (MGW/SMA) に限ります。

申請書番号	EN20201124004184		
お申込日	2020年11月26日		
特約申込書	セット		
新規		レンタル	○
追加新規		レンタル(中古)	
条件変更		一括	
機種変更	○		

【*】は入力必要項目です。赤色は訂正時にご契約者様の訂正印が必要な項目です。

本申込書に記載する価格は全て税別価格です。別途消費税を申し受けます。

契約先情報	(フリガナ) アキダイ	(フリガナ) アキバ ヒロミチ	
	*ご契約者名 有限会社アキダイ	*代表者名 秋葉 弘道	
	*ご住所 (〒177-0051) 東京都練馬区関町北1丁目15番11号	(フリガナ) お申込者名	
	部署名	*代表電話番号 0359913267	
	*ご担当者名 秋葉弘道	契約者番号 9 7 7 7 6 9 7 6 6 3	

納品情報	納品先チェック	納品先が契約先と同じ場合はチェック ☐	納品希望日	
	名称	有限会社アキダイ	電話番号	0359913267
	部署名		ご担当者名	児玉
	ご住所	(〒177-0051) 東京都練馬区関町北1丁目15番11号		

総回線数	1	法人回線複数回線割引	法人割引	大口通話料割引
請求先一括割引		請求先オプション	ConneCTalk基本料	

グループ1	*機種名・台数	DIGNO (R) ケータイ3 標準セット		1台	*提供料金(税別)/1台	727 円/月	ポイント使用	
	MSN・色	09060896359	ピンク					
	*料金プラン	通話定額基本料(ケータイ)			複数年契約	相対3年契約15000		
	適用キャンペーン				*事務手数料	0 円		
	オプション	法人基本パック for 4Gケータイ	世界対応ケータイ(国際ローミング)					
	レンタルオプション	レンタル保守パック				初期レンタル期間	36ヶ月	

グループ2	*機種名・台数			台	*提供料金(税別)/1台	円/月	ポイント使用	
	MSN・色							
	*料金プラン				複数年契約			
	適用キャンペーン				*事務手数料	円		
	オプション							
	レンタルオプション					初期レンタル期間		

付属品	品名	個数	提供価格(税別)	ポイント使用	品名	個数	提供価格(税別)	ポイント使用	合計金額(税別)
		個	円	P		個	円	P	円
		個	円	P		個	円	P	
		個	円	P		個	円	P	

・ポイント利用について、a.共有ポイントは同一請求内の方の事前承諾を確認したうえでお申込みください。b.共有ポイントの利用は1ポイント単位となります。c.利用ポイント数及びポイント残数は翌料金月の請求書に記載されておりますのでご確認ください（ポイント有効期限 最大3年間）。・請求書送付は既存の請求先番号等に適用されている内容が優先されます。

ソフトバンク使用欄

営業担当者名	阿部 和成	営業担当(共通社員コード)	4400980	営業担当所属部署名	法人事業統括部 営業本部 営業支援統括部 営業第3課
代理店コード	S T M T Y J 1 6 5	スタッフコード	9		

備考

ご契約者名 (法人名)	有限会社アキダイ		
ご住所	(〒177 - 0051) 東京都練馬区関町北1丁目15番11号		
代表電話番号	0359913267	ご担当者名	秋葉弘道

申請書番号	EN20201124004184
特約申請書番号	EN20201124004184
特約お申込日	2020年11月26日



特約

【共通】

電気通信サービス・法人モバイル端末レンタルサービスの契約内容を以下の特約条件に変更いたします。

※請求先番号にかかる割引等の変更はありません。

◆有効期間

■本特約の有効期間：本特約の適用開始日から【36】ヶ月(期間満了日の翌日から【36】ヶ月自動更新)

【グループ1】

◆電気通信サービス特約

■回線契約期間：本特約の適用開始日から【36】ヶ月(期間満了日の翌日から【36】ヶ月自動更新)

■対象料金プラン：〔通話定額基本料〕

■複数年契約の起算日変更：あり

■解除料：【15,000】円(税別)/1回線ごと(初回利用期間：【36】料金月/自動更新後の利用期間：【36】料金月)

■基本料割引：割引後の基本料【1,500】円(税別)/1回線ごとに月額

■〔法人基本パック〕免除/1回線ごとに月額

■〔契約変更手数料/機種変更手数料〕免除/1回線ごと

◆モバイル端末レンタルサービス特約

■初期レンタル期間：引渡日に開始し、引渡日の属する月の翌月1日から起算して【36】ヶ月満了日までの間

■解約違約金：【15,000】円+残余の期間に対応するレンタルサービス料金相当額(不課税)/本件モバイル端末または付属端末1台ごと

初期レンタル期間の内【25】ヶ月目から【35】ヶ月目に機種変更を行う場合に限り5,000円+残余の期間に対応するレンタルサービス料金相当額(不課税)/本件モバイル端末1台ごと

■電池パックの交換にかかる契約期間と費用：期間Aの翌月から24ヶ月間を期間Bとし、期間Bの費用は無償とします

規約

電気通信サービス特約(以下、「本特約」という)は、「一般規定」と「特約条件」で構成されます。

【一般規定】

■本特約の変更等

特約条件の適用開始後において、契約者から特約条件の修正、変更、追加等(以下「変更等」という)の申込みの意思表示があった場合において、ソフトバンクがこれを認めたときは、契約者に対して別途特約申込書により変更等後の相対条件の内容について、適用期日を定めて変更等を実施する旨の通知(書面の交付のほか、電子メールの送付による場合を含む。以下、総称して「変更通知」という)を行うものとします。なお、変更通知日(変更等の変更通知を交付した日をいう)から20営業日以内に契約者から当該の変更通知に対して書面により何らの異議や疑義の申し出もソフトバンクに対して到達しなかったときは、ソフトバンクによる当該変更通知の内容に従って、特約条件の変更等がなされることについて契約者が異議なく承諾したものとみなして取り扱うものとします。この場合、変更等がなされた特約条件の内容は、ソフトバンクが当該通知において定めた日より適用されるものとします。

●一般規定は、特約条件が変更等された場合においても引き続き本特約の一部として有効に継続するものとします。

■秘密保持：秘密保持について、以下のとおりとします。

●本特約(契約成立前に提示された特約条件のほか、将来当事者間で合意する特約条件も含む)の内容および存在を秘密として保持するものとします。

●第三者(※)に開示する場合には、ソフトバンクの承諾を得るものとします。

※「第三者」とは、契約者の本申込又は本特約に関わる役員、従業員及び弁護士、会計士等の守秘義務を負う専門家は除きます。

■秘密保持義務は、本特約または個別の特約条件が失効した後も継続して適用されるものとします。

■本特約の解除

●ソフトバンクは、契約者に次の各号のいずれかの事由が生じた場合、本特約を解除することができるものとします。

a. 契約者が契約約款等の定めに基づく回線契約(以下「原回線契約」といい、モバイル端末レンタルサービス(以下「レンタルサービス」という)の利用がある場合で、原回線契約とレンタルサービスの利用契約を総称するときは「原利用契約」という)の利用権の譲渡請求を行い、ソフトバンクがその請求を承諾したとき。

もしくはソフトバンクの承諾なく、契約者が当該利用権を譲渡、第三者に移転(合併、会社分割による移転を含む)したとき。

b. 契約者が、本特約に違反し、ソフトバンクが改善又は是正要求をした日から起算して30日以内に改善又は是正されないとき。

c. 契約者が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力による処分を受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始があったとき。

d. 契約者が解散決議の手続を開始したとき(ただし、合併による場合は除く)。

e. その他、本特約の円滑な履行が困難になったとき。

■反社会勢力の排除に関する表明保証：契約者およびソフトバンクは相手方に対して、以下のとおり、表明し保証するものとします。

●自ら(自社の取締役、執行役、監査役、実質的に経営権を有する者を含む。以下同じ)又は本特約を代理若しくは媒介する者が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。

- 暴力団
- 暴力団員
- 暴力団準構成員
- 暴力団関係企業
- 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- その他、反社会的勢力者及び前各号に準ずる者

●前項各号に掲げる反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下、併せて「反社会的勢力等」という)と次のいずれかに該当する関係を有しないことを表明し保証します。

- 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- 反社会的勢力等を利用する関係
- 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係

●自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為(以下、併せて「反社会的行為等」という)を行わないことを表明し保証します。

- 暴力的な要求行為
- 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- その他前各号に準ずる行為

●契約者またはソフトバンクのいずれかが前各項に該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、申入れを受けた当事者はその調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならないものとします。

●契約者およびソフトバンクは、相手方が次の各号のいずれかを違反した場合、何らの催告をすることなく、本特約およびその他付帯する契約の全部または一部を解除することができるものとします。

※当該解除は、契約者またはソフトバンクによる違反当事者に対する損害賠償の請求を妨げず、また、当該解除により違反当事者に損害が生じても何ら賠償することを要さないものとします。

申請書番号 EN20201124004184

特約申請書番号 EN20201124004184

- a. 反社会的勢力等に該当する場合
b. 反社会的行為等に該当する場合
c. 表明保証に関して、虚偽の申告をしたことが判明した場合
d. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- 優先適用：本特約は契約約款等及びレンタルサービス条項等（「モバイル端末レンタルサービス条項」、「モバイル端末短期(中古)レンタルサービス条項」及び「ちよくでん君レンタルサービス条項」を指すものとする）に優先して適用されるものとします。また、本特約の成立に関わる契約者とソフトバンク間のすべての交渉時における当事者間の申入れ、合意の内容と本特約の内容との間に相違があった場合、本特約の内容が優先して適用されるものとします。
- 本特約は契約約款等及びレンタルサービス条項等の一部の規定を変更して提供しているため、本特約に定めのない事項については、契約約款等及びレンタルサービス条項等の定めによるものとします。
- 特約条件の失効：本特約に定める個別の特約条件は、当該条件を適用するすべての回線について以下のいずれかの事由が発生した場合、当該の期日をもって自動的に失効するものとします。
- (a) 契約者とソフトバンクの間で別途、新たな特約条件について合意し、同特約条件に変更された場合
(b) 契約約款等の規定のみに基づく契約に変更された場合
(c) 原利用契約が解除等により終了した場合
- 本特約の終了：本特約が終了する場合は以下のとおりです。
- (a) 契約者に対するすべての特約条件の適用が終了した場合（ただし、本特約が終了した場合であっても、原回線契約は契約約款等に基づき、レンタルサービスの利用契約はレンタルサービス条項等に基づき、引き続き有効に存続します。）
(b) 契約者名義のすべての原利用契約が解除された場合
- 【特約条件補足】
- レンタルサービスの利用契約と原回線契約の終了
- モバイル端末に係る原回線契約が終了した場合、該当するモバイル端末または同時申込付属端末に係るレンタルサービスの利用契約は、原回線契約の終了日をもって終了するものとします。
- レンタルサービスの利用契約が終了した場合、該当するレンタルサービスの利用契約に係る原回線契約を終了するものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、原回線契約の解除を要しないものとします。
- a. 契約者が、モバイル端末レンタルサービス条項16(3)に基づき、モバイル端末の変更を行う場合
b. 契約期間満了によりレンタルサービスの利用契約が終了する場合
c. モバイル端末レンタルサービス条項21の定めによりレンタルサービスの利用契約が終了した場合
d. モバイル端末レンタルサービス条項13(4)(A)の定めに基づきレンタルサービスの利用契約の申込みを行った場合
- 特約対象料金プランについて：本特約が適用される料金プランです。
- これ以外の料金プランに変更した場合には特約の適用は終了します。
- 解除料について：申込書本紙の特約条件に定める利用期間中に本特約適用回線を解除した場合に発生する違約金です。
- ※「料金月」とはソフトバンクが指定する料金の請求サイクルです。
- 利用期間が満了した料金月の翌料金月（自動更新後に利用期間を満了した場合も同様とし、以下「契約更新月」という）に本特約適用回線を解除した場合には解除料はかかりません。
- （契約約款等に定めのある解除料を適用する適用対象回線の更新月については、契約約款等の規定を優先して適用するものとします。）
- 契約約款等に、本特約条件の適用開始日を含む料金月の翌料金月までを1料金月目とみなす規定がある場合は、1料金月目は契約約款等の規定が適用されるものとします。
- 契約更新月末日までに申込書本紙に定める複数年契約を更新しない旨の申し出がない限り、自動更新となります。それ以降の更新の場合も同様です。
- 複数年契約の起算日変更について：複数年契約（解除料付き）は新たに本特約変更日から起算することとなります。
- 解約違約金について：初期レンタル期間内のレンタルサービス契約を解約又は解除により終了した場合（但し、初期レンタル期間の最終月における解約又は解除による場合はこれを除く）は解約違約金が発生します。
- 電池パックの交換にかかる契約期間と費用について：「期間A」とは、モバイル端末レンタルサービス契約条項13(7)に記載の通りとし、「期間B」は、申込書本紙特約条件欄に記載の通りとします。